



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
(コード：6669・東証 J A S D A Q)
問合せ先 経営企画部門執行役員 梶原 慶枝
(TEL. 075-415-8280)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 10 月 28 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、指名・監査・報酬の3委員会を置く会社の名称が、従来の「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと変更されていることから当社定款第4条柱書の変更を行うものであります。また、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮することができるように、当社定款第28条第2項の規定を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(機 関) 第4条 当社は、 <u>委員会設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 3. 会計監査人 第5条～第27条(条文省略)	(機 関) 第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 3. 会計監査人 第5条～第27条(現行どおり)
(取締役の責任免除および <u>社外</u> 取締役との間の責任限定契約) 第28条(条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除および <u>非業務執行</u> 取締役との間の責任限定契約) 第28条(現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 10 月 28 日（水曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 10 月 28 日（水曜日）

以上